



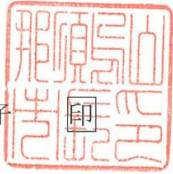
別記様式第17号（第12条第1号関係）

一般廃棄物処理業許可証

那烏指令まち第104号
令和8年2月24日

住 所 栃木県那須塩原市井口198番地1
氏 名 株式会社 真田ジャパン
代表取締役 五月女 大 造 様

那須烏山市長 川 俣 純 子



令和8年2月6日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可（許可の変更）については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項（第7条第10項）（第7条の2第2項）の許
可基準に適合するので、次の条件を付して許可します。

許 可 番 号	那須烏山市許可 第3－4号
許 可 の 区 分	☐ 新規 ☒ 更新 ☐ 変更
許 可 の 期 間	令和 8年 3月 1日から令和10年 2月29日まで
取り扱う一般廃棄物の種類	☒ ごみ ☐ し尿・浄化槽汚泥
事 業 の 区 分	☒ 集運搬（積替え・保管を除く） ☐ 運搬（荷卸限定） ☐ 中間処理（処理方法 ） ☐ 最終処分（処分方法 ）
対 象 区 域	全市域
処 理 手 数 料	許可申請書に添付した料金表による
環境衛生上必要な措置	(1)南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターへ搬入しなければならぬ。 (2)南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターへ搬入過程で積替・保管してはならぬ。 (3)運搬車は、当該一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないものでなければならぬ。
許 可 の 条 件	(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守しなければならない。

- (教示)
- 1 審査請求について
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長
に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して
3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることが
できなくなります。
- 2 取消訴訟について
- 上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査
請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内
に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを
提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該
審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の
日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算し
て1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。